

国際経済・外交に関する調査会 2年目の調査

— 「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び 「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」等に関する調査 —

藤生 将治

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 調査の概要
3. 中間報告における提言
4. おわりに

1. はじめに

国際経済・外交に関する調査会（以下「調査会」という。）は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うことを目的として、第192回国会の平成28年9月26日、参議院に設置された¹。その後、3年間の調査テーマを「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」と決定し、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」、「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」、「外交能力及び戦略を向上させるための取組の課題」、「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs²、パリ協定³などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」の5つを具体的な調査項目として、調査を行うこととした⁴。

¹ 参議院の調査会制度の詳細については、参議院ホームページ「参議院の調査会」を参照。〈<http://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/about.html#C01>〉（以下、最終アクセスは全て平30.7.13）

² 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。

³ 平成27年12月にパリで採択された、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みの略称であり、世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するとともに、主要排出国・途上国を含む全ての国が、①削減目標を策定し国内措置を遂行、5年ごとに同目標を提出し、②自国の取組状況を定期的に報告し、レビューを受け、③世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行うことをその主な内容としている。

⁴ 1年目の調査の概要については、藤崎ひとみ「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方—国際経済・外交に関する調査会1年目の調査—」『立法と調査』No.391（平29.8）を参照。〈<http://chousa.sangiin.go.jp/chousa/books/20170801/t20170801122.pdf>〉

調査会は、2年目の調査として、上述の具体的な調査項目のうち、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」について、計5回にわたり学識経験者等の参考人からの意見聴取や質疑（以下「参考人質疑」という。）を行うとともに、海外派遣議員からの報告聴取、政府からの説明聴取及び意見交換、並びに委員間の意見交換を行った。また、「アジア太平洋における平和の実現に向けた信頼醸成や地域協力への取組、国境を越える諸問題の解決における地方自治体の役割等に関する実情調査」のため、横浜市及び都内において関係機関の視察を行った。

平成30年6月6日、調査会はこれら2年目の調査を取りまとめ、提言を含む調査報告書（中間報告）を議長に提出し、同月8日、本会議で報告を行った⁵。そこで、本稿では、調査会の2年目の調査の概要と中間報告における提言を中心に、その主な内容を紹介する。

2. 調査の概要

（1）国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題

国際平和実現への取組に関し、科学技術等の発達により、国際社会の平和と繁栄を維持する上で、海洋、宇宙空間、サイバー空間といった、いわゆる「グローバル・コモンズ」における自由と安全を確保することが不可欠となっており、アジア太平洋地域においても、関連する様々な問題が新たな安全保障上の課題となっている。また、同地域においては、北朝鮮の核・ミサイル問題を始めとする核兵器の拡散やイスラム過激派組織等の浸透による国際テロの脅威も、その深刻さを増している。

環境問題・気候変動等への対応に関し、主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）排出量の上位5か国中4か国がアジア太平洋地域に存在している。さらに、同地域では多くの風水害が集中し、今後、被害の更なる深刻化が懸念されるなど、気候変動対策の強化が特に重要な課題となっている。また、海洋国家である我が国にとって、海洋環境の保全は他国に比して重要な課題となっているが、アジア太平洋地域沿岸での経済活動の活発化などを背景として、近年、増大する漂着海洋ごみ問題が深刻さを増している。

上記の問題意識を踏まえ、調査会では、国際平和実現への取組に関して、海洋安全保障、核軍縮・不拡散、サイバーセキュリティ、宇宙空間の平和利用、国際テロリズム、国際機関の役割等を中心に、環境問題・気候変動等への対応に関して、越境環境問題、海洋環境保全、自然災害への対応等を中心に、それぞれ参考人質疑が行われた。

ア 国際平和実現への取組（海洋安全保障、核軍縮・不拡散、サイバーセキュリティ）

①参考人の意見

山田吉彦参考人（東海大学海洋学部教授）からは、尖閣諸島周辺海域への中国公船の侵入が常態化し、その活動が国際的に認知され始めているのに対し、我が国の戦略や実効支配の現状が対外的に十分に発信されていない問題、シーレーンの安全確保における

⁵ 報告書全文については、参議院国際経済・外交に関する調査会「国際経済・外交に関する調査報告（中間報告）」（平成30年6月）を参照。〈http://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai11ki/kokusa_i2018.pdf〉

マラッカ海峡の重要性と同海峡の管理への支援を通じて我が国が及ぼしている影響力、東シナ海において海洋環境や航行安全の観点から国境を越えた海上警備、海洋環境保全及び海洋管理の協力体制を進めていく必要性等について意見が述べられた。

川崎哲参考人（NGOピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員）からは、核兵器不拡散条約（NPT）の根本的な限界と、NPTの下で核兵器が拡散し、特にアジアにおいて状況が深刻化している現状を踏まえ、NPTの不備を補強し、核兵器はいかなる国にも許されないという国際法規範を形成する核兵器禁止条約の意義と重要性が指摘されるとともに、我が国政府による核抑止の批判的再検討、国会のイニシアティブによる核兵器禁止条約への我が国の加入の可能性を調査する委員会の設置等を行うべきとの意見が述べられた。

川口貴久参考人（東京海上日動リスクコンサルティング株式会社主任研究員）からは、サイバー空間が物理インフラや地理に密接に依存している点や民間のインフラと投資を前提に成り立っている点、地政学的な対立や国家による関与がサイバー攻撃の背景にある点を踏まえて政策を構築する必要性が指摘されるとともに、我が国は、国際的なルール作りやデファクトな規範作りを通じて、サイバー空間における法の支配の確立、自由で開放的、かつ安全なサイバー空間の維持を目指すべきとの意見が述べられた。

②主な質疑

上記意見陳述に対し、委員からは、海上安全保障分野における人材育成を通じた国際協力の在り方、尖閣諸島の問題に関する日本の対外発信の在り方、環境問題等を通じた国家間協力、核兵器禁止条約に対する日本の対応、アジア太平洋地域における核軍縮・不拡散の現状と核兵器禁止条約の意義、核兵器禁止条約の実効性、サイバー攻撃への対応と抑止力の在り方、サイバー攻撃に関する国際的なルール作りの意義、サイバー攻撃の特定に向けた日本の取組等について質疑が行われた。

イ 国際平和実現への取組（宇宙空間の平和利用、国際テロリズム、国際機関の役割）

①参考人の意見

鈴木一人参考人（北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授）からは、宇宙開発におけるベンチャーの台頭や宇宙の軍事利用の拡大といった新たな状況を踏まえ、各国が宇宙空間に関するルール作りの必要性を認識しつつも、宇宙空間の交通整理に向けた国際行動規範作りを推進する欧米や日本等と兵器配備禁止条約を提案する中ロの間で膠着状態となっている現状、その中で我が国がアジア太平洋地域で進めている国際協力の取組、技術開発から利用を中心とする宇宙政策への転換における課題等について意見が述べられた。

安部川元伸参考人（日本大学危機管理学部教授）からは、東南アジアにおいて国際テロリストが浸透してきている現状、シリア等からの帰還戦士の危険性、アルカイダ等による各国のムスリムを利用したテロのインフラ作り、アルカイダとイスラム国による共闘の可能性等について指摘がなされるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、2016年リオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピックの例も参考

に、テロ組織によるリクルートの危険性を踏まえつつ、十分なテロ対策を進める必要性等について意見が述べられた。

忍足謙朗参考人（元国連食糧計画（WFP）アジア地域局長）からは、国際人道支援の現場の視点から、我が国の国際協力について、JICAによる二国間援助、国際機関を通じた多国間援助、NGOを通じた支援、PKOといった4つのツールを縦割りで考えるのではなく、大きな戦略・政策に基づいて行う必要性が指摘されるとともに、国際機関に対する拠出等は日本人職員の数などではなく、そうした戦略・政策に基づいて行うべきこと、日本の存在感を示す上ではNGOの活用やNGOに対する支援事業の拡大と人材育成支援をより積極的に行う必要性等について意見が述べられた。

②主な質疑

上記意見陳述に対し、委員からは、宇宙空間のガバナンスの在り方、宇宙空間における平和の維持、アジアを中心とした宇宙開発協力、テロ防止のための構造的対応、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策、ASEAN 諸国に対する日本のテロ対策支援、日本の国際開発援助改善に向けた優先課題、日本のPKO参加の在り方、日本の評価を改善するために必要なNGO支援の在り方等について質疑が行われた。

ウ 環境問題・気候変動等への対応

① 参考人の意見

江守正多参考人（国立研究開発法人国立環境研究所地球環境研究センター気候変動リスク評価研究室長）からは、気候変動問題が国際的な人権問題であり非常に深刻なものであるとの認識に基づいて合意されたパリ協定は今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するとしており、そのためには排出量を今世紀中にほぼゼロにする必要があること、技術の進歩によって排出削減が負担の押しつけから自国技術の普及といった経済的機会の獲得競争へとパラダイムシフトしており、そうした変化を踏まえた技術と社会変化を融合するイノベーションが必要であること等の意見が述べられた。

金子博参考人（一般社団法人JEAN代表理事、特定非営利活動法人パートナーシップオフィス理事）からは、海洋漂着ごみについて、その移動性・拡散性により、回収処理と発生の抑制対策が求められることを踏まえ、他国の現状や対策等を学び合う国際協力が重要であり、NGOによる取組がなされているが、一方で都道府県を中心に行われている現在の支援の在り方については様々な課題があることが指摘されるとともに、短期的には地球温暖化対策等と連動させた、プラスチックごみによる海洋汚染防止のための政策パッケージを議論し、中長期的には廃棄物管理を徹底できる法制度を作る必要性等について意見が述べられた。

濱田政則参考人（アジア防災センターセンター長、早稲田大学名誉教授）からは、アジア防災センター等の取組が紹介されるとともに、自然災害の分野における国際協力を行う我が国の機関やNPO等の間の連携が不十分な状況を踏まえ、自然災害軽減国際戦略協議会を作り、その下で災害予防協力と被災地支援のための情報等の共有化、人材育

成、国際プログラムへの対応に向けた情報の共有化を進めるべきとの日本学術会議の委員会が行った提言の実現に向けた支援を願う旨の意見が述べられた。

② 主な質疑

上記意見陳述に対し、委員からは、地球温暖化対策における日本の役割、気候変動問題に対する教育・啓発の在り方、新興国の気候変動対策と日本の対応の在り方、気候変動問題に関する科学的知見の蓄積、日本国内におけるプラスチックごみ対策の在り方、減プラスチック社会実現に向けた世界の取組、マイクロプラスチック問題の現状と解決に関する科学的知見、防災分野における日本の役割、国境を越える諸問題に対する国の関与の在り方、政府資金のNGOによる活用等について質疑が行われた。

(2) 信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題

アジア太平洋地域における主要な国々のうち、東南アジア諸国については、地域全体として順調な発展を続けている一方、中進国の畏や、自由や人権、民主主義の後退等が懸念されている。ロシアについては、国際情勢の悪化やロシア側の安全保障上の懸念などもあり、北方領土問題の解決と平和条約の締結に向けた日ロ交渉の歩みは遅い状況にある。インドについては、アジア太平洋地域で同国がどういった役割を果たし得るのかが、今後の同地域の平和と繁栄を考える上で重要となっている。

また、アジア太平洋地域における多国間協力の枠組みを考える上で、ASEANが中心となって形成された地域国との多数の対話の枠組みは、同地域の課題解決や平和実現に向けた信頼醸成を進める上で一定の役割を果たしてきたが、二国間関係を中心とする「一帯一路」戦略やA I I Bを通じた経済協力を進める中国の動向が地域の多国間協力の枠組みにどういった影響を与えるのかが注視されている。加えて、アジア太平洋地域における多国間協力を進める上では、多種多様なアクターの連携、協力等を通じた積極的な取組が求められており、外交において議会がどういった役割を果たし得るのかについても、我が国の政治制度や運用なども踏まえつつ、取組の在り方や課題を検討することが必要となっている。

上記の問題意識を踏まえ、調査会では、日ASEAN関係、日ロ関係、日印関係、多国間協力の枠組みの在り方、議会と外交の役割等を中心に、それぞれ参考人質疑が行われた。

ア 日ASEAN、日ロ関係等

①参考人の意見

兵頭慎治参考人（防衛省防衛研究所地域研究部長）からは、北方領土問題に関して、これまで日本は経済協力等から捉えてきたが、ロシアは安全保障問題として捉えていること、プーチン政権が行き過ぎた反米親中路線の修正やアジア重視を進めるべき実利的・戦略的理由などを背景に日本重視を強めるとみられることなどを指摘した上で、我が国は、ロシアとの対話を通じ東アジアの安全保障問題で両者の認識を近づける努力を行っていくべきとの意見が述べられた。

福永正明参考人（岐阜女子大学南アジア研究センター客員教授）からは、インドについて、中国とは緊張関係にある一方で緊密な経済関係を有しているが、周辺国が中国に

なびき、外交の立て直しが課題となっている中で、米国及び日本との協力関係を求めているとの指摘がなされた。その上で、現在の良好な日印関係は善意の相互誤解の上であり、今後、真の友好連携を築くためには、我が国は、インドを単に対中けん制策の面で捉えるのではなく、より広い意味で世界のために協力できる関係を作るべきとの意見が述べられた。

熊岡路矢参考人（日本映画大学特任教授）からは、ASEAN は日本の重要なパートナーであり、福田ドクトリンは現在まで生きていく大切な考え方であるとした上で、防災や災害救援の更なる共同化などを通じ、我が国と ASEAN は結びつきを強めていくことが可能であるとの意見が述べられる一方、ASEAN には自由や民主主義、基本的人権などの原則や価値観から遠ざかっている国があることや、中国が投資、援助、貿易、労働者を一体的に活用して影響を与えていることが指摘された。

②主な質疑

上記意見陳述に対し、委員からは、福田ドクトリンと ASEAN 外交 5 原則の差異、カンボジアへの支援の在り方、東南アジアにおけるグローバル化・国家主権・民主主義の鼎立、日口間の信頼醸成、北方領土問題解決に向けた日米同盟の在り方、北方領土問題をめぐるプーチン大統領の発言の真意、インドの発展、「自由で開かれたインド太平洋戦略」と「一帯一路」との関係、日印関係の在り方等について質疑が行われた。

イ 多国間協力枠組みの在り方等

①参考人の意見

大庭三枝参考人（東京理科大学教授）からは、冷戦終結後の 1990 年代から 2000 年代に、ASEAN が広域の地域秩序の安定化に向けたイニシアティブを取ってきたが、2010 年代にはリベラルの後退により ASEAN の流儀が持つ緩さがクローズアップされる中で、ASEAN の中心性を前提としない様々なイニシアティブが顕在化し、さらに米中のパワーバランスの変化により中国の影響力が拡大したことが指摘された。そうした状況を踏まえ、我が国は、ASEAN を中心とする制度を強化すると同時に T P P 11 や R C E P⁶を進め、中国を包摂する形でアジア地域にルールに基づく国際的でリベラルな秩序を形成・維持することを究極の目的とすべきとの意見が述べられた。

石戸光参考人（千葉大学大学院社会科学研究院教授）からは、二国間 F T A が乱立しているアジア太平洋地域においては、実効性ある多国間貿易協定の締結が政策的に重要であること、その際、メリッツ効果⁷による海外輸出の大規模企業への偏りを是正するための域内協力措置を官民連携で拡大する必要があること、F T A により、効率的な経済

⁶ 東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership）の略称。

⁷ 経済学者マーク・メリッツによる理論。同理論では、貿易自由化の進展によって、貿易費用が低下し輸出が容易になることで、生産性の低い企業の一部も輸出を行えるようになるとともに、輸出を行えるような生産性の高い企業が雇用者を増やすことで、実質賃金の上昇が生じ、十分な賃金を支払えない生産性の低い企業の退出が促されることから、結果として相対的に生産性の高い企業が生き残り、経済全体として生産性が向上し、厚生も上昇するとされている。田中鮎夢「新々貿易理論の誕生」〈<https://www.rieti.go.jp/users/anaka-ayumu/serial/004.html>〉（独立行政法人経済産業研究所ホームページ）

活動は大都市集積型から再び分散型になっていくという空間経済的効果が生じることを踏まえ、T P P及びR C E Pを通じた協力を通じ、中小企業が多く存在するサービス分野での貿易自由化を進め、コンパクトな集積地帯を分散的に立地させていくことができるとの意見が述べられた。

増山幹高参考人（政策研究大学院大学研究科長・教授）からは、議会独自の活動や議会の外交について、権力の多元化の志向の中において機能するものであり、その中では参議院の独自性、組織的な活動も奨励されるが、もしも日本の政治制度が政権選択を目指すべきとすれば、そうした取組は責任所在の不明確化につながり得るとの指摘がなされるとともに、参議院独自の活動や議員独自の活動が評価されるには、参議院が有する何らかの権限の放棄や制約も同時に考える必要があるとの意見が述べられた。

②主な質疑

上記意見陳述に対し、委員からは、ASEANの流儀の意義及び役割、ASEANと「一带一路」政策、「自由で開かれたインド太平洋戦略」と中国、メガF T Aの進展とASEAN、T P P 11とASEAN、地域の平和と繁栄における国家の限界、経済のグローバル化と経済活動の分散化、国会議員による外交及び国際交流の活発化に向けた方策、参議院による国際会議等への議員派遣の在り方、多層的な国際交流と多国間協力枠組み等について質疑が行われた。

(3) その他

ア 海外派遣議員の報告

平成29年8月31日から9月9日までの10日間、参議院から、メキシコ合衆国及びアメリカ合衆国の対外政策及び外交における議会の取組等に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察のため、調査会の委員を中心とする議員団が派遣されたことを受け、調査会では、海外派遣議員からの報告及びその後の状況に関する政府からの説明聴取並びに委員との意見交換が行われた。

①海外派遣議員の報告及び政府からの説明

海外派遣議員からは、メキシコにおける米国のT P P離脱やNAFTA見直しに対する認識、それらの国際交渉などの際に超党派議員団を政府代表団に同行させ情報収集を行っているメキシコ連邦議会上院の取組、トランプ政権における米国のアジア外交の在り方、全米民主主義基金（N E D）など法律と国家予算に基づいて議会や政党が関わる組織が外交や対外援助などを行っている欧米諸国の取組、北朝鮮問題や核軍縮をめぐる国連の取組、我が国の国連外交の在り方等について、報告が行われた。

その後、政府（外務省）からは、平成29年9月に行われた北朝鮮による第6回の核実験とその後の北朝鮮の動向や国際社会及び我が国の対応、NAFTA見直し交渉の動向や同交渉におけるポイントについて、それぞれ説明が行われた。

②委員との意見交換

上記報告等を踏まえ、委員からは、外交における議会の役割、北朝鮮問題への対応、NAFTA見直し交渉の影響、日系社会との戦略的連携の在り方、沖縄における米軍基地間

題、日韓関係・日韓中サミットについて質疑が行われた。

イ 視察

調査会では、アジア太平洋における平和の実現に向けた信頼醸成や地域協力への取組、国境を越える諸問題の解決における地方自治体の役割等に関する実情調査のため、横浜港、横浜市、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構研究所及び同機構地球ひろばの視察が行われた。

横浜港及び横浜市においては、横浜港を視察し、横浜港の概要と国際コンテナ戦略港湾の取組及び横浜市の客船寄港促進の取組、横浜市国際戦略、第7回アフリカ開発会議に向けた横浜市の取組、気候変動対策に向けた都市間連携と横浜型の公民連携による国際技術協力について、横浜市より説明を聴取するとともに、委員からの質疑が行われた。

独立行政法人国際交流基金においては、安藤同基金理事長より国際交流基金の概要について、また、事業参加者・関係者として日本語パートナーズ⁸経験者及び公益財団法人講道館関係者より日本語パートナーズインドネシア活動報告及び日ASEAN自他共栄プロジェクトについて、それぞれ説明を聴取するとともに、委員からの質疑が行われた。

独立行政法人国際協力機構研究所及び同機構地球ひろばにおいては、地球ひろば展示施設を視察し、同機構理事及び研究所長よりJICA業務の概要並びにJICA研究所の概要及び活動について、それぞれ説明を聴取するとともに、委員からの質疑が行われた。

ウ 委員間の意見交換

委員間の意見交換においては、主に海洋安全保障、宇宙空間の利用、日ロ関係・北方領土問題、外交と議会の役割、北朝鮮問題、核軍縮・不拡散、防災協力、開発協力、今後の対中国外交の在り方、ASEAN外交の在り方、気候変動問題、越境海洋ごみ問題、日本外交の在り方、国連外交等について意見が表明された。

3. 中間報告における提言

調査会では、1年目の中間報告において具体的な提言を行うことを視野に論点整理が行われたことにも留意しつつ、2年目の調査の結果を踏まえ、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」等に関する提言が行われた。この提言は7つの柱から成り立っており、その概要は以下のとおりである。

(1) 「グローバル・コモンズ」における平和と自由の確保

海洋のような国際公共財（グローバル・コモンズ）の自由で安全な利用を確保すること

⁸ 平成25年12月の日・ASEAN特別首脳会議において日本政府が表明した新しいアジア文化交流政策「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」の一環として、ASEAN各国政府との合意の下、平成26年度から各国の日本語教育支援、双方向の草の根交流促進を目的に実施されている事業。

は、国際社会の平和と繁栄にとって不可欠である一方、近年の科学技術の発展に伴い、宇宙空間やサイバー空間といった新たな公共領域におけるガバナンスを確立することも求められているとの認識に基づき、海洋、宇宙空間及びサイバー空間について、政府は、それぞれ次の取組を実施すべきである。

まず、海洋については、自由で安全な海洋の実現のため、航行の自由や法の支配の重要性について地域各国と認識の共有を図るとともに、海洋環境保全分野などから中国との協力を進めるほか、各国の海上保安機関に対する能力向上支援を継続し、人材育成に関する国際機関の設立を検討すべきである。

また、宇宙空間については、そのガバナンスに関して、広範な宇宙利用に関するルール作りの枠組みを構築して協力の実績を重ねることにより、その必要性についてロシア、中国などの理解が得られるようにするべきである。

さらに、サイバー空間については、サイバーセキュリティに関して、規範作りも念頭に攻撃の監視、分析等に関する国際協力の推進などに取り組むべきである。

(2) アジア太平洋地域における核軍縮・不拡散

核軍縮・不拡散の問題はグローバルな課題である一方、アジア太平洋地域においては、北朝鮮による核・ミサイル開発が、我が国を含む同地域の安全保障における重大な脅威となっており、早急かつ実効性ある対応が求められているとの認識に基づき、北朝鮮の対話による核・ミサイル問題解決に向けた動きを地域の軍事的緊張緩和につなげるため、関係国と連携しながら、その解決に向け外交努力を行うとともに、北朝鮮の核兵器廃棄に関する実効性ある検証の実現に向けてイニシアティブを発揮するべきである。

また、NPTプロセスにおいて、引き続き核兵器国と非核兵器国との橋渡しに向けた外交努力を行うとともに、核兵器禁止条約について、その意義や影響などを検討する委員会設置の検討も含め、国会等において議論を深めていくべきである。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックも見据えたテロ対策

国際テロについては、全体的な情勢として改善が見られるものの、アジア太平洋地域においては、引き続き対策の強化が必要となっており、我が国と関係の深い南・東南アジア地域へのテロ組織の勢力拡大は、地域全体のみならず、我が国の平和と安全にも直結する問題であるとの認識に基づき、アジア諸国に対しテロ対策支援を継続し、関係機関の職員派遣を含む人的協力をより積極的に行うことを検討するとともに、テロの背景にある憎悪を払拭するため、平和的なテロ対策を推進すべきである。

また、そのために、諸外国の関係機関と情報共有などの連携を強化するとともに、人権への十分な配慮を前提に、顔認証、行動認証等のIT技術を強化し、適切に使用することによりテロの予防に取り組むべきである。

(4) 環境問題、防災などを通じた地域協力

域内での国家・国民間の信頼醸成が必ずしも進んでいないアジア太平洋地域においては、

非軍事的な脅威への対応における協力が、草の根レベルでの国民感情の改善に寄与するとともに、協力の枠組み作りに関するノウハウの蓄積などを通じ、各国間の信頼醸成にも寄与するとの認識に基づき、気候変動問題、防災協力、越境海洋ごみ問題について、政府は、それぞれ次の取組を実施するべきである。

まず、気候変動問題への対応については、国民の意識改革を促すとともに、温室効果ガスの更なる削減に不可欠な技術とライフスタイルの変革を融合させるイノベーションの実現を容易にする取組を強化し、そのノウハウの開発途上国等への普及と適応策の支援を行うべきである。

また、防災協力については、アジア防災センターなど多様な主体と連携して人材育成支援などを引き続き強化するとともに、日本の知見、経験をいかした防災の主流化をより効果的に進める工夫を行うべきである。

さらに、越境海洋ごみ問題への対応については、国の更なる関与と国際協力が不可欠であり、各国NGOなどの取組を支援するため、我が国はより積極的な役割を担うべきである。

(5) ロシア、インドに対する外交の在り方

国連安保理常任理事国として、国際政治で一定の影響力を有するとともに、豊かな天然資源や核戦力を含む強大な軍事力を有するロシアと、近い将来世界最大の人口大国となることを見込まれ、経済的にも大きな潜在力を有する南アジアの大国であるインドは、インド太平洋地域の平和と繁栄にとって、それぞれ大きな役割を果たし得る存在であるとの認識に基づき、両国に対し、次の外交を行うべきである。

まず、対ロシア外交については、米ロ関係の動向も視野に入れつつ、その改善を後押しする外交を進めるとともに、安全保障面でのロシア側の懸念も踏まえた適切な協力を行う中で、日ロ関係の進展を図っていくべきである。

また、対インド外交については、「自由で開かれたインド太平洋戦略」と中国の「一帯一路」戦略との間で、強みと弱みを補完するような連携の在り方を検討するほか、自由や人権の重要性に関する認識をインドとの間で共有できるよう働き掛けていくべきである。

(6) 多国間協力の在り方

アジアの地域内協力については、地域の平和と繁栄を実現する上で、ASEAN を結節点とする地域の主要国に対話の場を提供する枠組みが一定の役割を果たしてきた中で、中国が二国間関係を重視する「一帯一路」戦略を打ち出すほか、T P PにASEAN加盟国の一部が参加するなど、同地域の多国間外交における「ASEAN の中心性」が問われる状況が生じているとの認識が示された。

その上で、ASEAN を対等なパートナーとして重視し、引き続き十分な支援を行うとともに、民主主義や人権尊重などで後退が懸念されていることに対し、支援の実効性について不断に検証しつつ、様々な手段による相手国への強力な働き掛けを行い、状況の改善を促すほか、中国を包摂するR C E Pについても、必要な国内対策を講じた上で迅速な実現を

図るべく取り組んでいくべきである。

また、国際機関、NGOとの連携については、緊急人道支援、開発協力が地域の安定と発展及び地域間の信頼醸成を促す上で一定の役割を果たしている一方、より効果的な展開を図る上では、専門性と高い能力を有する国連機関などの国際機関や、きめ細かい日本らしい援助を展開する我が国NGOと適切に連携していく必要があるとの認識に基づき、緊急人道支援等の効果的な展開のため、政策目的に沿って二国間、国際機関経由、NGO経由、PKOの4つの効果的な組合せについての新たな仕組みを検討すべきである。

さらに、国連改革については、我が国が積極的な役割を果たしていくべきとの認識に基づき、国際機関の邦人職員を増やす取組について、外交上の意義、我が国の政策目標達成上の効果に関する十分な検討を行いつつ進めるべきである。

(7) 外交における議会の役割

国際社会において多様な主体の影響力が増大し、国際問題の要因や解決に向けたアプローチも複雑性を増す中で、単に政府による外交のみでなく、そうした主体との連携による重層的な外交が求められているとの認識に基づき、参議院は、議員外交の戦略性を高めていくため、重要な外交交渉等の際に情報収集等を行う議員団の派遣を検討するとともに、欧米の民主化支援財団類似の仕組みを含め、本院がある程度の自立性を持って外交活動を行うために必要となる条件について、広範な視点から議論を行うべきである。

4. おわりに

国際経済・外交に関する調査会は設置以来、参議院の調査会制度の趣旨を踏まえ、「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」について、多角的な視点から、長期的、抜本的な解決に向けた議論を行っているが、北朝鮮による核ミサイル開発問題は調査会の議論に陰を落としてきた。

調査会による3年目の調査では、これまでの信頼醸成や国境を越える諸問題の解決のための協力の在り方に関する議論を踏まえつつ、今後の我が国外交の在り方等を考える上で非常に重要な論点となっている、ソフトパワーの活用やSDGs等の国際公約の推進の在り方について議論が行われる予定である。

そうした調査を経て3年間に及ぶ調査会での議論から浮かび上がる、アジア太平洋における平和を実現していくための課題や、その解決に必要な地域協力及び日本外交の在り方について、調査会が調査の集大成として共通の認識を得ることが期待される。

(ふじう しょうじ)